

お客様各位

(株)日本航空インターナショナル

## EU税関 貨物事前情報提出制度 適用開始日の再延期について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は JALCARGO をご利用頂き、誠にありがとうございます。ごさいます。

さて、EU 税関 貨物事前情報提出制度の延期については、JAL CARGO INFO 10-004(12月29日付け)にてご案内しておりましたが、FRA 宛・経由の貨物については、現地税関との確認の結果、開始日が更に延期されましたのでご案内申し上げます。

今回の EU 税関当局による変更につきましては、お客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 適用開始日の再延期について

ドイツ税関での準備が整っていないため、FRA宛・経由の貨物については、以下の通り、適用開始を再延期いたします。

(変更前) 2011年 2月 1日(火) 現地到着便より

↓

(変更後) 2011年 3月 1日(火) 現地到着便より

※ 2月1日以降 データ送信頂きましても支障はございません。

(対象便) JL407便 NRT-FRA

#### 2. 既に発行されたAWBへの対応について

FRA 向け適用開始日の延期に伴い、対象便へ搭載される貨物の HAWB 情報の送信に関わる手数料は、2011年3月1日現地到着分より申し受けさせていただくことと変更いたしました。

2月6日迄に既に発行されたAWBで、当該手数料(CCまたはCG)が記載されているものにつきましては、CASS 精算時に費用を徴収しないよう、弊社にて CCA 処理をさせていただきます。2月7日以降に発行されるAWBの当該手数料は記載されませんよう宜しくお願い致します。

以上